

独占禁止懇話会第 182 回会合議事録

1. 日時 平成 21 年 4 月 3 日 (金) 14 : 00 ~ 16 : 00

2. 場所 公正取引委員会大会議室

3. 出席者

【会員】根岸会長，石井会員，井手会員，内田会員，榎野会員，古城会員，児玉会員，佐野会員，高橋会員，萩原会員，舟田会員，三村会員，村上会員，山崎会員

【公正取引委員会】竹島委員長，濱崎委員，後藤委員，神垣委員，瀨田委員

【公正取引委員会事務総局】松山事務総長，寺川首席審判官，鶴瀨官房総括審議官，相関官房審議官（国際担当），齋藤官房審議官（経済取引担当），舟橋経済取引局長，中島取引部長，山本審査局長，小田切競争政策研究センター所長

4. 議題

(1) 独占禁止法改正法案

(2) 企業における独占禁止法に関するコンプライアンスの整備状況

(3) アニメーション産業に関する実態調査報告書

(4) 競争政策研究センターの活動状況について 競争政策における経済分析の活用を目指して

5. 議事

根岸会長 それでは、定刻となりましたので、本日の独占禁止懇話会を始めさせていただきます。本日は、幾つかのテーマがございまして、まず「独占禁止法改正法案」、それから「企業における独占禁止法に関するコンプライアンスの整備状況」、「アニメーション産業に関する実態調査報告書」、4 番目が「競争政策研究センターの活動状況について 競争政策における経済分析の活用を目指して」ということで、これらにつきまして公正取引委員会から説明を受け、御意見をお伺いするという事を予定いたしております。本日の議論に入る前に、御報告ということで、公正取引委員会におきまして委員の交代があったということでございますので、事務総局のほうから御紹介いただきたいと思います。

舟橋経済取引局長 経済取引局長の舟橋でございます。公正取引委員会の委員につきまして、昨年 12 月に山田委員が退任いたしまして、おととい、4 月 1 日に瀨田委員が着任されております。御紹介申し上げます。

瀨田委員 瀨田でございます。4 月 1 日に着任いたしました。よろしく申し上げます。

舟橋経済取引局長 それから、本日は、4 つ目の議題でございます競争政策研究センターの活動状況ということの関連で、センターの所長でございます小田切先生にも御出席いただいております。

小田切競争政策研究センター所長 小田切でございます。概要を御説明させていただきました

と思います。よろしくお願いいいたします。

舟橋経済取引局長 以上でございます。

根岸会長 ありがとうございます。それでは、最初の議題であります「独占禁止法改正法案」の議事に入りたいと思います。藤井経済取引局企画室長から御説明をお願いいたします。

藤井経済取引局総務課企画室長 藤井です。「独占禁止法改正法案」についてお話しさせていただきます。独占禁止法改正法案は、昨年今のごろのこの場でも説明させていただいていますが、昨年国会に提出した法案は残念ながら先の通常国会、臨時国会で審議されず、年末に廃案になっておりまして、基本的には廃案になった法案をベースにして、若干の追加修正をしたものを2月27日に国会に提出しております。

お手元の資料の独禁懇182-1というのがございますけれども、その中の横置きの「独占禁止法改正法案の概要」という資料がございますので、これに沿ってお話をさせていただきます。

1枚おめくりいただくと、「課徴金制度等の見直し」というページがございます。このページの部分は、基本的には昨年提出した法案と同じということになっております。

まず、上の半分です。「課徴金の対象となる行為類型の拡大」ということで、現行法では、不当な取引制限、カルテル・入札談合と、私的独占の支配型と呼ばれる部分について課徴金の対象にしているわけですが、これに加えて、私的独占の残りの部分、排除型についても課徴金の対象にする。それから、不公正な取引方法については、優越的地位の濫用を課徴金の対象にする。これは1回目からということですが。

不当廉売、差別対価、共同の取引拒絶、再販売価格の拘束という4つの行為類型については、同一の違反行為を繰り返した場合、例えば不当廉売をして排除措置命令が出て、10年以内にまた不当廉売をしたというような場合に、2回目の違反行為に対して課徴金を課するという形で加えております。

それから、下の半分です。主導的事業者に対する課徴金の割増しということで、カルテル・入札談合等でリーダー的な役割を果たした事業者については、課徴金を5割増しするという規定を入れております。平成17年の改正で、10年以内に2回違反をした場合に5割増しという規定を入れておりますので、両方を満たす場合には課徴金は最大で20パーセントということになります。

課徴金減免制度は平成17年の改正で導入したものですけれども、これについては若干の手直しをしております。

原則として単独申請ということになっているわけですが、同一企業グループ内の事業者については複数の事業者での共同申請を認める、つまり、3社や

4社で共同申請してきた場合に、それを数の上では1社と数えるという規定を盛り込んでおります。

課徴金減免申請者数について、現行では調査開始前と開始後で合わせて3社までという規定になっておりますけれども、これをもう少し広げることにしております。開始前、開始後で合わせて5社までとしております。ただし調査開始後は最大3社まで。調査開始前にゼロ社とか1社しか来なかった場合は、調査開始後は3社までということになります。

一番下の丸のところですが、除斥期間ということで、違反行為がなくなってからどれぐらいの期間命令ができるか、時効のようなものですが、現行法では3年となっておりますが、これを5年に延長する。そういった内容となっております。

1枚おめくりいただきまして、2の「不当な取引制限等の罪に対する懲役刑の引上げ」、これは昨年の法案にはなかった部分で、今回の法案提出に際して追加した部分ということになります。

カルテル・入札談合等については、基本的には違反行為があれば排除措置命令を行い、課徴金納付命令を行う、そういった行政処分を行っているわけですが、それに加えて、特に悪質な事案については刑事告発をして刑事罰もかけるようにする、そういう仕組みになっています。

現行の罰則では、法人については5億円以下の罰金となっており、個人については3年以下の懲役または500万円以下の罰金となっています。法人のほうの罰則は、平成の初期は500万円だったものが、1億円、5億円と引き上げられています。これに対して、個人のほうは懲役3年以下という規定が、制定当初の昭和22年から全く変わっていないということにして、他の法令や、主要国のカルテルに対する罰則といったものとの比較でも、かなり低い数字にとどまっているということから、今回、5年以下に引き上げることとしたものです。

もう一枚おめくりいただきまして、「企業結合規制の見直し」という部分ですが、こちらは基本的には昨年と同様ということになっております。ポイントとしては2つございます。

まず、株式取得について、現行では取得した後の事後報告となっているわけですが、合併については事前届出になっております。海外の状況を見ても、合併、株式について事前届出となっているということがございますので、合併と合わせて事前届出にすることが適当であろうということで、そのように制度を変更する。

それに伴いまして、現行の制度では届出について、相手の株を10パーセントを超えて持ったとき、25パーセントを超えたとき、50パーセントを超えたときという3段階のところで報告をさせていただいているわけですが、これについて

2段階で十分だろうということで、20パーセント、50パーセントという形に改めることにしております。

2点目です。届出基準ということです。これは株式と合併に共通する話ですが、現行でも、すべての合併とか株式取得について届出なり報告をしていただいているわけではなくて、ある程度の規模があるものについて届出をしていただいているということですが、その基準が、これまでは総資産でみておりましたけれども、これを国内売上高基準にするということ。

それから、これまでは、取得するほうについては、取得しようとする会社と、その親会社、子会社という親子3代でみていたわけですが、企業グループ全体の規模で見たほうが適切だろうということで、見方を変えます。取得されるほうの会社についても、現行法では買われる会社単体で見えていたけれども、その会社の子会社を含めて見るのが適当であろうということで見直しをしております。

昨年の法案と若干違いがございまして、昨年提出した法案では、下の表にある「200億」「50億」というところが「200億」「20億」でしたけれども、主要国の制度などとの比較を踏まえて、今回、「20億」を「50億」に改めて提出しております。

1枚おめくりいただきまして、4の「其他所要の改正」というところです。ここは技術的な改正が多くなっておりますけれども、挙がっている項目のうち昨年はなかったのが、上から四つ目の「損害賠償請求訴訟における求意見制度の見直し」という部分です。

この部分は、どういうことかと申しますと、独禁法違反行為があった場合の民法で行う損害賠償請求訴訟のほかに、独占禁止法第25条に基づいて訴訟を起こすことができるわけですが、その場合には、裁判所は公正取引委員会に損害額について意見を求めなければならないというのが現行の規定となっております。

こういった損害賠償請求訴訟は、実際には判決まで至らないで、途中で取下げになるとか和解になるというようなこともありますし、民事訴訟法の規定に基づいて、裁判所のほうで損害額を認定できるという規定もありまして、それが定着してきておりますので、裁判所のほうで必要があれば、公正取引委員会に意見を求めることとし、必ず意見を求めなければいけないという規定にする必要はないだろうということで、義務的な求意見制度を、裁判所が必要だと判断した場合に意見を求める制度に改めることとしたものです。

それから、この資料にはありませんけれども、昨年の法案でも附則の中で検討規定というのを置いておまして、審判制度については、昨年提出した法案では、平成20年度中に検討するというので、平成21年の通常国会、つまり、今年の2月、3月に検討結果を法案にして提出するというのを想定していました。

この点についてはいろいろと意見がありまして、論点もまだ残っているということで、引き続き検討するというところで、去年提出した法案の附則の中に平成 20 年度中の検討という規定があったわけですけれども、今後引き続き検討していくということとして、平成 21 年度中と改めた形で今回の法案の附則に入れております。最初に申し上げましたように、法案は 2 月 27 日に国会に提出されておりました、現在は早期の審議入りをお願いしているところです。法案の説明は以上でございます。

根岸会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見がございましたら、御自由に御発言いただきたいと思っております。どうぞお願いいたします。

井手会員 課徴金制度の見直しについて教えていただきたい点が 2 点あります。

下半分に書いています、「主導的事業者に対する課徴金を割増し」ということですけれども、主導的事業者であった場合には減免措置というのはないと理解してよろしいですか。規定だと、例えば他の事業者がカルテルをやめるのを妨害したら減免を受けることはできないというような考え方だったと思うのですけれども、主導者に対して課徴金を 5 割増しして、減免をするということはないと理解していいのか。それが 1 点。

もう 1 点は、資料の上のほうで、優越的地位の濫用で課徴金 1 パーセントと書いていますけれども、いろいろな行為類型に関して、課徴金の計算に関する規定というのですか、何に対して 1 パーセントをかけるのかという考え方を簡単に説明していただければと思います。以上です。

根岸会長 それではよろしく申し上げます。

藤井経済取引局総務課企画室長 1 点目の、主導的事業者の場合に減免を受けられるかという点については、平成 17 年改正の減免制度の導入のときに、減免申請をできない欠格事由のような規定を入れていて、違反行為を強制した場合には課徴金の減免を受けられないという規定があります。

その規定と今回の規定の関係ですけれども、今回導入した「主導的事業者」というのは、課徴金減免制度の欠格よりももう少し広い概念で、強制まではいかないけれどもリーダーシップを発揮しているというような場合も含まれています。ですので、2 つの場合があります。主導的事業者ということで 5 割増しになって、かつ課徴金減免制度の欠格事由にも該当するので減免申請はできません、減免申請しても認められませんという場合と、主導的事業者ではあるけれども減免申請はできますという場合と、両方あり得るということになります。

2 点目 課徴金の計算方法ですが、基本的にはカルテルや今あるものと同様で、売上げに一定率を掛けるという規定になっています。

優越的地位の濫用に関しては、バイイングパワーのある事業者と、それに対す

る納入業者の関係において発生するものですので、消費者にどういう商品を買ったとかそういうことではなくて、納入業者と量販店の間の取引額をベースにして1パーセントを掛けます。これは売上げではなくて取引額ということで計算することにしております。

根岸会長 よろしいですか。

井手会員 はい。

根岸会長 ほかに。どうぞ。

古城会員 「課徴金の対象となる行為類型の拡大」について伺います。私はこの部分についてはあまり賛成ではないのです。理由は、違法だとはっきりしている行為を行った場合に課徴金というのは分かるのですけれども、違法かどうか分からない行為が後から違反になった、直すだけではなくて課徴金も課すというのでは、少し効果が大き過ぎるのではないかという気もするのです。それは前にも言いましたが。

もう一つ。使い方が複雑になると思うのですけれども、排除型私的独占6パーセント、不当廉売3パーセント。不当廉売は、1度目はオーケー、課徴金はないということだと思います。不当廉売というのは、見方を変えれば排除型私的独占というふうに把握することもできるわけですね。そうすると、改正後は、公正取引委員会はその辺も考えて使い分けをするということになるのですかね。例えば、悪質だと排除型私的独占というふうに捕まえる、あまり悪質でないとは不当廉売というふうに構成して処理する。こういうことになるのでしょうか。

根岸会長 質問はそれでよろしいですか。

古城会員 ええ。

根岸会長 それでは、お願いします。

藤井経済取引局総務課企画室長 これは、課徴金の対象になるか、ならないか以前に排除措置をどうするかという問題かと思えますけれども、結局、課徴金というのは義務的にかけるものですので、排除措置命令のほうを私的独占、3条違反だということで構成すれば3条の課徴金をかけることになりまして、19条違反ということであれば19条違反の課徴金で考える。そこは排除措置命令と連動するということになるかと思えます。

根岸会長 よろしいですか。要するに、排除型私的独占は3条違反ですよ。その要件を満たしたら排除型私的独占だし、その要件を満たさずに不公正な取引方法の一般指定6項に該当するだけだったらそれは、不公正な取引方法という。そんな当たり前のことを言うなとおっしゃるかもしれませんが。

古城会員 私は、どちらにも該当するケースが多かろうと思います。不当廉売にも該当するし、私的独占にも該当するというケースがあるだろう。どちらの形で処理されるかによって課徴金の額は大きく変わってしまう。当然のことながら、その場合は

悪質性の程度に応じて課徴金を考慮して取扱いを決めることになるのでしょうかと、こういうふうに向ったのですが。

根岸会長 それは、うんとも言えないと思いますが。

古城会員 そんなことは分からないというのだったら、それはそうだなと思って納得します。

舟橋経済取引局長 どちらにも該当するような場合は、当然、3条前段のほうになるということでございます。

古城会員 3条のほうを優先してやるということですね。

舟橋経済取引局長 ええ。

根岸会長 どうぞ。

内田会員 私は、別に厳しい質問ではなくてコメントですが、企業結合規制というのは、今は国際的な企業結合が多いということで、国際的なスタンダードとの整合性や、テクニカルなことで抜け穴みたいなものがないようにすることを考えられて、改正法もできているのではないか。その意味では、現行の法案に従えばそういう問題が起きないということで、改正を早く進めてほしいと思っています。

その関係で、先週、アメリカで、ABAというアメリカの弁護士団体の独禁セクションの大会がありまして、アメリカは弁護士が多いので、その大会だけで2,200人ぐらいの弁護士と、世界中の競争当局の関係の幹部の方も含めて参加されています。公正取引委員会も関連官房審議官が参加されて、日本の改正法等についていろいろ説明をしていただきました。

弁護士との意見交換の場でもあるし、競争当局の方々の意見交換も率直にできるという非常にいい機会だと思いますので、私は今ABAの役員をやっている関係で、公取の方が出てくださると我々も肩身が広いというか、大きい顔ができるので、今後とも是非、こういう重要な大会には積極的に出席して、公取が持っている最先端の情報を提供して、弁護士も含めて当局の方と意見交換もすることで、国際的な潮流に合致した思考ができるようお願いしたいということです。

それから、改正とともに是非、規模的に少し絞ったということでもありますので、合併審査については迅速に、効率的に対応していただきたい。実務家としてそういう希望を持っています。一応コメントだけということです。

根岸会長 ありがとうございます。ほかによろしいですか。この件につきましてまたありましたら、後でも御質問いただければと思いますが、一応ここで切りたいと思います。

それでは、次にまいりまして、「企業における独占禁止法に関するコンプライアンスの整備状況」ということで、山田経済取引局総務課長から御説明をお願いいたします。

山田経済取引局総務課長 経済取引局総務課長の山田でございます。よろしく願いいた

します。お手元の資料の独禁懇 182-2 という資料と、その次に冊子になっているものが、コンプライアンスに関する調査でございます。

公正取引委員会といたしましては、以前から公表していますグランド・デザイン（「競争政策のグランド・デザイン」）の中でも、企業のコンプライアンス体制の整備ということに対する支援は非常に重要なテーマとしております。独占禁止法の違反行為が行われる、それに対して厳正な措置を採っていく、併せて独占禁止法の運用の考え方を明らかにしていくということとあいまって、各企業の方が自ら独占禁止法違反に手を染めないような仕組み作りをしていただくというのは、非常に大事なことでと考えております。

本日は、報告書本体のほうは 50 ページほどのものがございますので、番号を振っております概要のほうで御説明させていただきたいと思っております。

概要の 1 ページの真ん中辺りに書いてございますが、先ほど申し上げました趣旨から、私ども、企業に対するアンケート調査と、そこから問題点の洗い出しというようなことをやってきております。平成 17 年度におきましては東証一部上場企業に対しまして、平成 18 年度におきましては建設業者、といえますのは、平成 17 年度調査におきまして、建設業界におけるコンプライアンス体制というのは必ずしも進んでいるという感じではなかったものですから、建設業者を対象に行いました。平成 19 年度では外資系企業を中心としたアンケート調査を行っております。

先ほどの平成 17 年度調査は、平成 18 年 1 月の独占禁止法改正が施行されたのとほぼ同じころにアンケート調査を実施しております。そのとき、課徴金減免制度を初めとしまして新たな制度が導入されましたが、どういうふうに進んでいるかよく見えてこないという状況でのアンケート調査でした。今回はそれから 3 年ほどたちましたので、減免制度などにつきましても成果を上げてきているという状況がございます。そのため平成 21 年度調査では、企業のほうでどのような対応がされているのか、変化が生じているのかということで調査を行ったものでございます。

調査の概要ですが、1 ページの下のほうにありますように、回答率は 60 パーセント程度でございました。前回の調査は 70 パーセント強の回答率でしたので、回答率は若干落ちておりますけれども、回答者の分布というのは基本的にほぼ変わらないものでございました。

1 枚おめくりください。調査項目としましては、先ほど申しましたように平成 17 年度調査がございますので、基本的にその調査項目を改めてお伺いし、加えて、3 年たっておりますので、独占禁止法のコンプライアンスの状況というのは以前よりは進んできているだろうという前提で、中身についてどれだけ深まったことが行われているか、「また」と書いてあるところがございますように、社内監査を

どういふうに実施しているのか、自主申告窓口を置いているのか、業界団体の付き合いについて何か留意しているのかという点を追加して質問しております。

この質問を作成するに当たりますには、競争法フォーラムのコンプライアンスを研究されている弁護士の方々とも意見交換をさせていただきまして、質問項目について有益な御示唆をいただいております。

調査結果です。まずコンプライアンスの組織につきましては、2ページの下の方の表にございますように、平成17年度調査と比べるとかなり進んでいます。マニュアルに至っては97.6パーセントと回答者のほぼすべてに近いところで作成されています。担当役員も9割ぐらゐは置かれているというような状況でした。

右側の表です。独占禁止法違反が社内で起こり得るといふ危機意識を持っているかという点につきましては、前回調査では半分程度でしたが、今回は7割程度に増えております。逆に、起こり得ないといふところは減ってきています。

その下の表です。独占禁止法遵守のための社内のシステムとして、遵守マニュアル、研修、内部での相談や通報の窓口であるヘルプラインなどを設置しているかにおいても、前回に比べると数字はかなり高くなっています。

これら二つ、危機意識と規程の整備状況との関係を見たのがその次の表です。危機感を持っていると答えた企業において、整備されている数字が高いという状況が伺えます。前回も指摘した点でございますが、危機意識をさせていただくといふことがこうした体制整備につながっているといえるだろうと考えております。

通報窓口の利用状況です。次のページにございますが、ほとんどのところは独占禁止法に関してはあまり利用されていないという状況でした。前回より若干数字が減っていても、7割以上のところがあまり利用されていません。利用されているところでも件数は少ないという状況でございました。

ほかの点もそうですけれども、アンケートに御回答いただいた企業の幾つかのところに、背景は何でしょうかといふことをお伺いしつつ、利用しやすくするのにどういふ工夫をされていますかといふことを伺っております。その点は、ヘルプラインの説明をすゝとか、秘密を守る立場の者を置くといふようなことをされています。次の問題とも関係いたしますけれども、社内の通報窓口を使いやすくするといふ取組は更に進めていただきたいと考えております。

次は、一般的なヘルプラインではなくて、独占禁止法違反に関する自主申告窓口を設けているかどうかという点です。これにつきましては、特に明示的には設けていないといふ企業が16パーセントございました。この点につきましては、違反を早期に発見するといふ観点からも、自分が違反行為に関わっておりましたといふことを相談・申告できる窓口の整備と、従業員への周知といふのはもっと進めていただきたいといふことを申し上げております。

自主申告を行った者について社内処分を軽減するかどうかという点につきまし

では、5ページの上の表にございますが、社内処分を軽減するというふうに定めているのが14パーセント、特に明示的には定めていないけれども一般的な考慮事項として考えることはあるというふうに言っているのが6割ぐらい、特に考慮されないというのが2割強でございました。

この点につきましても、自ら申し出るということに対して、それを進めていくということは、企業にとっても情報把握という面からプラスになる部分があるかと思えます。処分する・しない、その程度を軽減するかどうかというのは、人事上、その他の判断もあるかと思えます。ただ、軽減要素になり得るということについては、明示的に知らせていくということが必要ではないかと考えております。

次に、コンプライアンスの実効性の部分です。先ほど申しましたように、体制、規程という面では、かなりのところで進んでおります。社内のコンプライアンス体制としまして、違反を発見した場合の対応方法を決めているかどうかという点につきましても、7割強のところが決めている、逆に言いますと、4分の1ぐらいのところはまだ対応を決めていないということがあります。違反が身近に感じられるかどうかというのも関わりがあるかと思えますけれども、見つけた場合にどうするのかということは、あらかじめ決めておく必要があるのではないのでしょうか。

また、経営トップへの報告については、独禁法違反に関わっていたということ、トップが知らないということはないようにしておく必要があるのではないかと、ということをおっしゃっております。併せて、違反の疑いがある場合には、減免制度にも関係いたしますけれども、行政当局への通報も含めた対応が望ましいと考えております。

次は業界団体でございます。先般の違反事件などもございましたように、業界団体そのものが違反行為に問われることは少なくなってきておりますが、業界団体の会合に参加していたその過程、あるいは周辺でのカルテル等の違反への関わりというのは、今でも認定されてきているところでございます。

それにつきましても、団体の会合に参加する際の留意事項を決めているかどうかという点につきましても、定めているというところは28パーセント程度でした。逆に、定めていないところが7割程度です。先ほど申しましたように、業界団体絡みでの違反が出てくるということはいまだにございますから、どういったことに留意するのかということはいち早く定めておく必要があるのではないのでしょうか。

6ページの上の所ですけれども、留意事項を定めているところとして特記事項として伺ったところでは、営業担当者について、同業他社の営業担当者が出席する可能性のある会合への参加は原則禁止で、要承認事項にするとか、問題のある発言があった場合には反対の意思表示をするというようなことを定めているとこ

るもございました。

経営トップのコンプライアンスに対する関与については、数字は前回より若干上がってきておりますが、コンプライアンスに対する経営トップの姿勢というのが非常に重要な問題だと言われております。引き続き、経営トップ自らが進んでコンプライアンス体制を進めていくのだということを明言していくことで、繰り返しですけれども、その前提としては、経営トップが状況を把握しているという体制が必要であると考えております。

社内監査です。7ページの表にございますように、監査の手法としましては、対象者のヒアリングや個人に対するヒアリング、契約等の書面のチェックというのが中心になっております。その実施方法としましては、事前に通知しているのが大部分です。監査の実施には、基本的には弁護士さん等の外部の者は含まれていないというのが現状でございます。これらについては、独立した機関できちんとした監査を行うという意味では、かなり突っ込んだ調査をする必要があって、そういう調査をしていかないとなかなか発見しにくいのではないかと考えられます。

この点につきまして、7ページの上のところでございますけれども、企業にヒアリングいたしましたところ、個人の手帳などを見るのはプライバシーの問題があるとか、事前に通知しないと資料が十分用意できない、既に第三者性は確保されているというような回答がございました。常時こうした突っ込んだ調査をするということまでは、必ずしも必要ないのかもしれませんが、具体的な違反行為があるかもしれないということが想定されるような場合には、個人のパソコン、手帳などの調査を含めて、外部の者を入れるというような調査をするという企業もございました。

私どもとしましては、違反行為が推認されるような場合には、そうした積極的な調査の手法というものをを行うということをあらかじめ整備しておくことが必要ではないかと考えております。その一方で、そうした調査を行っているいろいろなものが出てきたとして、その資料の保存や管理をきちんと行い、それを減免申請なり当局の調査への協力につなげていくということが必要なのではないかと考えております。

8ページ、平成17年改正で導入されました課徴金減免制度の利用の問題です。下の表にございますように、「利用することを考えている」という方は、前回の23パーセントから43パーセントに増えております。ただ、一方で、「よく分からない」という層が約半分ありました。9ページの上のところに業種別の回答状況を示しております。なべて、「よく分からない」が一番多くなっております。

この点につきましては、先ほど減免制度が成果を上げていると申しましたけれども、これまで違反事件として公表されたものは、多くのところで事前ないしは

事後という形で減免制度が利用されてきております。実際には、製造業に係る企業、建設業に係る企業で、違反事件の関わりで減免措置がとられているという実績もございます。

この点につきまして、8ページの箱の中の下の方ですが、分からないということはどういうことでしょうかということをお伺いしましたところ、ケース・バイ・ケースですという回答、事例があった場合には検討します、当該制度をどうするか検討しております、というところで、まだ態度を決めかねているという状況にあるのではないかと考えております。この点につきましては、引き続き、減免制度の積極的な利用という方向で制度を組み立てていただきたいと考えております。

9ページです。今回、こうしたアンケートに併せまして、有価証券報告書や事業報告に、独占禁止法違反の措置を受けたということに記載しているかどうかということも調査いたしました。これも平成17年度調査でも行ったものです。下の表にございますように、少なくともどちらかには記載しているというのが全体の8割を超えております。これらの文書と申しますのは法定の文書であり、いわば重大な問題として受け止めているかどうかということの表れでもあろうかと思えますので、こうした文書にはきちんと記載していくということが望ましいのではないかと考えております。

10ページ以降ですが、前回、平成17年度調査では、ここにございます4項目、コンプライアンスの体制整備、経営トップの関与、危機意識の持ち方と研修の充実、そして減免制度の利用ということをおっしゃいました。

この点につきましては、体制については整備されておりますけれども、内部通報のシステムをもう少しきちんとしていただいたほうがいいのではないかと。トップの関与について引き続きやっていただきたい。危機意識や研修については、数字的にはかなり上がってきておりますけれども、それらを行った上で体制の整備というのが進んできているのではないのでしょうか。減免制度につきまして、先ほど申し上げた状況でございますので、更なる積極的な利用ということの検討が望ましいと考えております。

今回の調査で若干触れておいたほうが良いという点がございます。11ページの下の方ですけれども、経営トップの関与の重要性。それから、業界団体との関係での留意事項の制定とその周知、そして、ヘルプライン等の内部の通報に関しまして、社内処分の軽減措置の検討。最後のページですけれども、実効性の高い社内監査。発見した場合の対応として、経営トップへの報告や、行政当局への通報。そして、最後に申しました有価証券報告書や事業報告への記載。そういうことについて改めて進めていただきたいと考えております。

今後とも、このような形で把握しましたコンプライアンスの実態というものは、関係する企業の方には、この報告書の内容を見ていただいて自主的な対応をお願い

いしたいと考えております。以上でございます。

根岸会長 ありがとうございます。それでは、ただ今の御説明につきまして御意見、御質問がございましたらお願いいたします。どうぞ。

舟田会員 3ページから4ページにかけてヘルプライン等の記載があって、4ページの下には自主申告専用の窓口というものが書いてあります。

内部告発については、御承知のとおりいろいろな議論があるところで、公益通報者保護法の最大の欠陥というのは、まず社内に通知しろ、それから外に出してもいいというのが批判されているところだと思います。このように先に中に申告しろと言うと、中はどうしても、どうやってもみ消すかとか、誰が告発したのかという犯人捜しになることで、私は、公取の場合も、中へ自主申告窓口を設置しておくよというよりは、まず公取に行ってくださいと言ったほうがいいのではないかと思います。何か独占禁止法特有の事情があるのか分かりませんが、そういう感想を持ちました。

根岸会長 ありがとうございます。御感想ですが、何かコメントがありましたらお願いします。

山田経済取引局総務課長 実際の問題といたしましては、従業員等が、こうしたことが社内で起こっているということを当方やマスコミ等、そういうところに言う場合もあるかと思います。内部通報者保護制度では、いきなりそういうふうに言うとも必ずしも保護されないというところは、先生がおっしゃるようにまだ議論の余地があるところだと思います。

私どもとしましては、社内の体制として、今おっしゃったようなことに対する懸念も要らないのだというような仕組みをまず作ってほしい。独占禁止法違反の場合、必ずしも1人で行っているとは限りません。当然、ある程度の組織的な活動として行われているわけですから、そうしたことを社内調査を行った上で、会社として公取に自ら名乗り出てきてくれるという期待も込めて、こういったことを言うております。

もちろん、そうした状況が見込まれない企業であれば直接、公取ないし関係するようなところにおっしゃっていただくというのを、だめですと言っているわけでは決してございません。

根岸会長 ありがとうございます。ほかにどうぞ。

高橋会員 今の件に関連してですけれども、私はやはり、社内でのみ消しとか、その辺りが非常に気になるところでございます。私はある上場企業の監査役をしておりますけれども、私どもの会社では、スピークアップラインというものと、監査役直通ホットラインというものを持っていますけれども、まず社内に通報するのではなくて外部機関に通報するようになっております。案件によって、特に経営トップの関与しているものは監査役直通ホットラインに直接入ってくるようになって

ていまして、経営陣が手をつけられないような形になっているのですね。

今後、そういった工夫を促すようなアンケートを採っていただくとか、今おっしゃいましたように社内がきちんと取り組むようにと言っても、制度的なバリアを置かないと、ちゃんとしてくださいと言ってもちゃんとならないというのが現状だと思いますので、そういういろいろな企業の取組なども調べていただいて、次回のアンケートに反映していただくと、ベストプラクティスが進んでいくのではないかと思います。

根岸会長 ありがとうございます。御参考にとのことだと思います。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

山田経済取引局総務課長 今高橋会員がおっしゃったことの関連として、内田会員にも関係ないわけではない話ですけれども、先ほども申しましたけれども、コンプライアンスの報告につきましては、競争法フォーラムのコンプライアンスを研究されている部門の方々と、アンケート作成の過程、それからでき上がった後の段階でも意見交換をさせていただいております。今おっしゃったことは、企業だけに任せておくとは良くないのではないかとのことだと思います。我々役所としてもそうですけれども、専門家である弁護士の方々の発意も非常に大事だと考えておりますので、フォーラムの先生方とは引き続き意見交換をさせていただきたいと思っております。

根岸会長 先生、何かおっしゃっていただけますか。

内田会員 私は今、競争法フォーラムの副会長をやっていますので、我々のフォーラムのほうでも非常に重要なプログラムと考えていますので、是非協力してやりたい。日本の企業は若干、談合体質的なものがあるのか、例えばアンケートである取組について採用している企業の割合が低いと、ここまではやらないでもいいのかと考えたりする。そういう誤解を受けないように、望ましい仕組みというのはこういうものだと積極的に示していただいて、ここでも望ましいというのは書いていますので、誤解がないように、是非コンプライアンスが浸透するように進めていければと思っています。

根岸会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、3つ目のテーマということで、「アニメーション産業に関する実態調査報告書」というのが出ておりまして、これにつきまして佐久間取引部取引調査室長から御説明を受けたいと思います。よろしく願いいたします。

佐久間取引調査室長 取引調査室長をしております佐久間でございます。よろしく願いいたします。本日は、1月23日に公表いたしました「アニメーション産業に関する実態調査報告書」というものにつきまして説明したいと思います。お手元にこのような冊子を御用意させていただきましたけれども、全体はものすごく大部でございますので、基本的に概要のペーパーに沿ってお話をさせていただきます。

まず、1枚目をめくっていただきまして、概要ということで、調査の目的、方法について簡単に触れていますけれども、我々の問題意識としましては次のようなものです。

我が国のアニメーション産業と申しますのは、絵とかストーリーとか技術等、大変質の高いものと言われていまして、国内外を問わず高い評価を受けて、先日もアニメーションの短編部門でアカデミー賞を受賞した作品があったり、2002年には長編のものでもアカデミー賞を受賞した作品があったりしたと思います。国内もそうですが、外国からも高い評価を受けているということで、国際競争力のある有力なコンテンツの一つとして注目されておりまして、政府全体としても、コンテンツ産業の一つとしてアニメ産業を盛り立てていこうというような動きがありまして、大変注目されているという分野でございます。

他方、アニメーション産業につきましては、様々な問題が取り上げられております。例えば空洞化の問題とか、アニメーターの方が大変苦しい生活をしているとか、独占禁止法とは直接結びつかない部分もありますけれども、アニメーションの企画・制作というのは非常に手間がかかっているものでして、すべてを制作会社1社でやるというわけではなくて、作業ごとに再委託が行われているということで、多層構造になっております。

また、大変小規模な事業者が多いということで、仮に取引上の問題があってもなかなか顕在化しにくいと考えられます。注目を浴びている産業ですけれども、問題があるときに問題が表に出にくい産業であるということです。

そういうことを踏まえまして、我々は今般、アニメ産業の取引実態や取引慣行について、アンケートとヒアリングによる調査を行ったわけでございます。

アンケートに関しましては、制作会社533社に対して発送いたしました。有効回答114ということで、普段の調査と比べると少ないですけれども、今回、アニメーション制作をしている事業者の方がどのくらいあるのかというのは、きちんとした業界の統計がありませんので、我々は、いろいろな名簿とか企業情報からみて、制作をしている可能性があるというところは幅広く送付したというような事情がございました。

有効回答114ということですが、実際に回答はもう少し返ってきてまして、70通程度は作成していませんと返ってきた調査票がありました。通常の実態調査だと3割か3割3分ぐらいいっていますので、今回、発送に比べて有効回答としてとれた回答数は少ないですけれども、全体的な傾向はつかめているのではないかと考えております。

あと、制作会社、テレビ局、広告代理店、DVD販売会社、関連団体等44社4団体からヒアリングを実施いたしました。

第2に「調査報告書のポイント」と書いていますけれども、これでは短いので、

1枚めくっていただきまして、3ページ、横長の紙になっております、こちらを見ていただければと思います。

まず「アニメ産業の概要」というところです。市場規模は2007年で2400億円程度となっております、国内売上げの40パーセントをビデオ販売、ビデオ制作権利料が占めているというような形になっております。報告書は2007年ですけれども、今日の業界紙の記事では、2008年も不況の影響でまた少し数字が落ちているというのがありました。

制作会社は中小企業が大半という、先ほど申し上げたとおりです。アンケートに回答した制作会社の資本金と従業員の分布を見ましても、このような感じで、小さいところが多いというような感じでございます。

制作会社には、テレビ局とか製作委員会といったところから委託を直接受ける元請制作会社と、元請制作会社から再委託する下請制作会社と、大きく分けるとその二つのカテゴリーがあります。そういう形で、元請制作会社は作品の制作を下請制作会社に再委託しております。また、アンケート回答制作会社の3分の2が、アニメ制作を他の制作会社から再受託しているというような形になっております。

「アニメ制作委託取引の概要」ということで、大きく分けて二つの形式があります。アニメ作品で一番典型的なのはテレビ作品ですので、テレビ局が図に入った形の概略図を用意しました。制作委託の方式は、まずテレビ局が元請制作会社に直接委託する方式、図でいいますと上の方式で、これはアニメ番組というのができた当初広く行われていた方式でして、業界では名称は特にないんですけれども、この報告書では「従来方式」とっております。

ただ、最近、特に1990年代以降、アニメーションの制作はお金がかかるということで、テレビ局だけでは制作費が賄い切れないということで、例えばDVD販売会社、キャラクター商品ですと玩具会社がかかわってきますし、アニメーションは多くの場合原作の漫画がありますので出版社がかかわってくる、そういった中で、関係者がみんなでお金を出して製作委員会というものを立ち上げて、製作委員会から元請制作会社に発注して、元請制作会社から下請制作会社に発注するという形の制作の方式がだんだん主流になってきてまして、現在では「製作委員会方式」というのが主流になってきております。

このような状況ですけれども、ここは一般論で、詳細は報告書本体48ページで触れていますけれども、テレビ局は元請制作会社に対し、元請制作会社は下請制作会社に対して、それぞれ取引上優越した地位にあることが多いと考えられます。そういった資料でございます。

1枚めくっていただきまして、次のページ以降、我々が取り上げた論点と、その論点に関する実態のポイントとなるところ及びそういった実態を踏まえまして

独占禁止法，下請法ないし競争政策的な観点からの提言ということをも右のほうでまとめてございます。

取り上げた論点としましては，取引条件について当事者間の協議の状況はどうなっているか。発注書面等の交付はどうなっているか。発注後の取引の在り方で問題はないか。最後に，著作権の帰属と二次利用の在り方では問題はないかという点です。二次利用というのは，テレビ番組や映画をDVD・ビデオ化したり，テレビや映画のアニメ作品のキャラクターを商品化したりということですが，そういった二次利用の在り方について調査し，提言をしております。

一つ目，取引条件についての協議の状況ということでございます。先ほど申し上げたアニメーション制作の産業構造から，一般的に発注者のほうが発注を受ける側に対して優越的地位にあることが多いということですので，問題が生じないようにするには，取引条件について協議するということが重要です。

結果を見てみると，一つ目のグラフですけれども，受託制作会社の4割超が，十分な協議を受けることなく著しく低い制作費を押しつけられたことがあると回答しているといった実態がございました。著しく低い制作費を押しつけられたことがありますかと言った答えがこうだったということではなくて，この背後に実際に本当に違反とまで言えるようなものがどのくらいあるのかというのとはまた別の話ですけれども，いずれにせよ，4割を超える受託制作会社が不満に思っているということが明らかになりました。

また，取引条件について十分交渉を行っているか否かにつきまして，発注者側と受託制作会社側とで認識にずれがあるのか，ないのかといったことを調べてみましたところ，非常に認識のずれが大きい。発注者側は，いつも交渉しているということを言うわけですけれども，それに対する受託制作会社側の認識というのは，それとは違うということです。

こういった点を踏まえまして，提言の中身としては，制作費が低いことそれ自体は，優越的地位の濫用や下請法上の問題になるかどうかは，受託制作会社と十分な協議が行われたかどうか等の対価の決定方法等にポイントが置かれて，要は個別の事情を総合的に判断するということです。このため，アニメ制作の発注に際しては，制作費の額を決定するに当たり，発注者は受託制作会社の事情を十分考慮して，協議を尽くすことが重要だということを述べております。

次に発注書面の交付等の状況ということですが。先ほど，アニメーション制作委託取引に関しまして，放送局，あるいは製作委員会から，元請制作会社といわれているところにまず委託があって，元請制作会社から更に下請制作会社に再委託が行われるということを言いましたけれども，発注書面の交付に関しまして，制作会社間の再委託取引，2段目の委託取引の部分において発注書面の交付が行われていない例が多い状況でした。

発注書面について交付は必要なのかどうか。情報成果物の委託取引みたいなものは事前に委託内容を明確化するのは難しいし、書面化すると当事者のフレキシビリティをなくすので書面化は簡単にできないというような声もあるのですが、制作会社の皆さんに話を聞くと、結果としては制作会社の大半は発注書面の交付は必要という回答でございました。

発注書面の交付を必ず受けていると回答した制作会社に比べて、そうでない制作会社というのは、発注取消し等の不利益になる行為を受けた経験があると回答する割合が高いということも明らかになりました。こういった相違に関しまして統計的に検定を試みたのですが、詳細は報告書の該当ページに脚注等に示してありますけれども、こういった相違はたまたまの結果ということではなくて、統計的にみても有意な結果であったということでございます。

そういった結果を踏まえて、制作会社間の再委託において発注書面等の交付が行われていない例が多いと申し上げましたけれども、契約条件があいまいになることにより、受託制作会社に不当な不利益を与えることを防止するためにも、事前に発注書面を交付することは極めて重要である、そういった認識を明らかにいたしました。特に下請法の適用を受ける取引にあっては、発注書面等の交付が義務付けられていることについて記述し、発注書面の重要性ということを記したところでございます。

次に、発注後の取引の在り方ということですが、アンケート調査の結果でございますけれども、アニメ制作の発注後、発注者が受託制作会社の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、発注取消しとか、発注内容の変更とか、やり直しをさせたり、あらかじめ定められた代金を減じて支払うという例が見られました。

発注内容の変更や、やり直しに関しましては、原作者とか監督の意向やテレビ局の事情を理由としたものが目立ちました。代金減額に関しましては、製作委員会や発注元制作会社の予算や財務状況を理由としたものが目立ちました。

これに関しましては、発注者がこのような形で受託制作会社に不当な不利益を与えることは、優越的地位の濫用や下請法上の問題を生ずるおそれがあるので注意すべき、ということをお願いするとともに、やむを得ず発注内容の変更等を行う場合には、それまでにかかった費用や、追加的に生じた費用を十分に支払う必要があるというようなことを指摘してあります。下請法の適用を受ける取引にあっては、代金減額というのは、下請事業者の責めに帰すべき理由がない限り違反になる点に注意が必要ということも併せて注意喚起をしております。

最後に、著作権の帰属と二次利用の在り方です。著作権の帰属の実態について、従来の発注方式ですと、2分の1がテレビ局単独で、4分の1はテレビ局と元請制作会社の共有という形でした。製作委員会方式を採った場合に、出資しないと元請制作会社に著作権は帰属しない、そういうような形でした。このようなこと

に關しまして、元請制作会社の3～4割の方が不満に思っているということでした。また、二次利用の収益の配分に關しまして、従来方式ですと元請制作会社の5割超は配分を受けられない、製作委員会方式においても、出資の有無にかかわらず、配分を得られる元請制作会社は4割程度である、というこのような実態について、元請制作会社の3割ほどの方が不満を漏らしている。また、二次利用の窓口会社による二次利用の促進に向けた活動が十分でないということでございます。

二次利用の収益の配分方法というのはどうなっているのかということイメージにしたものが、このような形でございます。二次利用の窓口というのは、例えばテレビ番組の再販売ということだとテレビ局が窓口会社になったり、キャラクターを使ってゲームにするというのはゲーム会社になったり、大体、得意な会社が窓口になるということが多いようです。そういうことで、著作権の帰属の実態、二次利用収益の配分の実態について、現状に不満を持っているという方がいたということでございます。

これに關しましては、問題提起としては、一つ目は、発注者と受託制作会社、この受託制作会社というのは元請ということになります、との間で協議を行ってほしいということです。特に著作権法上の権利がどちらに生じるのかということに關しましては、著作権法上、「発意と責任」がどちらに存在するかというのが重要だと言われております。「発意と責任」が存在し、著作権法上の権利がどちらに生じるのかということ十分に検討を加えた上で、これを踏まえて、著作権をどちらに帰属させるのか、権利の移転を伴う場合にはその対価をどうするかについて十分話し合うことが必要不可欠である、ということ述べております。また、その際には、競争を促進するという観点からしますと、アニメ制作者のアニメ作品に対する創作意欲を刺激し、質の高い新たなアニメ作品を生み出すインセンティブがもたらされるとともに、二次利用が活発に行われるようになるかどうかの視点が重要であろうということでございます。

取引上優越した地位にある発注者がその地位を不当に利用して窓口業務の主体となることは、優越的地位の濫用として問題となり得るので、窓口業務を行う主体については事前に明確にしておくことが重要であるということ、取引上優越した地位にある発注者が、窓口手数料等を一方的に要求することは、受託制作会社に不当な不利益を与えることになりやすく、優越的地位の濫用の問題を生じやすいというようなことも述べてございます。

最後に、締めくくりでございます。今回の調査において、アニメ制作委託取引をめぐる現状とか問題点というのも、我々としてはある程度明らかにできたと思っております。繰り返しますけれども、制作委託取引、再委託取引とも、取引条件について十分交渉を行っているかについて、発注者と受託者との間の認識の差

が大きかったです。また、制作委託取引については、著作権の帰属と二次利用の在り方について制作会社から不満が見られました。再委託取引に関しましては、書面交付が不十分な状況というのが見られました。今回の調査を踏まえまして、関係業界において、アニメ制作の発注において、独占禁止法上、下請法上の問題がないか点検すること、違反行為の未然防止のために、発注における取引条件の十分な協議、書面交付の徹底に向けた取組が行われることを期待しておるところでございます。

この点に関しまして一言補足いたします。本報告書は新聞でも報道されましたし、業界の反響も大きくて、特に制作会社においては取引の適正化ということできちんと取り組まなければいけないということで、業界団体において、書面の交付等のことをきちんとやっつけようとか、取引を公正なものにしていこうということで、業界でガイドラインみたいなものを作ろうというような取組を始めつつあるところと承知しております。私どもといたしましては、今回この調査報告書を出したことで、アニメ制作委託取引が適正に行われるよう、引き続き状況を注視していくこととしております。長くなりましたけれども、説明は以上です。

根岸会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして御意見、御質問がありましたらお願いします。

舟田会員 何回か前、この懇話会でもアニメのことを発言させていただきましたけれども、現在、総務省においてこの点についてのガイドラインを作成中であるわけです。そういう中で、特に放送事業者は、独占禁止法なり下請法について、この業界についてガイドラインを作ることについて大変消極的でありますので、こういう報告書を出していただいたことはありがたいと思いますし、内容的にもおおむね妥当なことを書いていただいて、時宜を得た報告書だなと思っています。その上で、幾つか感想と、調査なされた側で何かあれば教えていただきたい。

思いつきなので、全部見直していないので間違えているかもしれませんが、48ページ、「発注者の受託制作会社に対する取引上の地位」について、放送事業者はこの点さえ争っていて、自分たちは決して優越的地位にないと言って困っているのですけれども、お聞きしたいのは、放送会社が直接発注した場合はこういうことになるだろうと思いますけれども、代理店を経由した場合が非常にややこしいんですね。

広告代理店がいわば営業枠として放送会社から一任されて、代理店が制作会社あるいは製作委員会に対して発注するという場合に、もちろん下請法上の要件を満たさないこともありますし、独占禁止法上でいいますと優越的地位にないというようなことを主張することもあるのですけれども、この辺は調べたのかどうかというのが1点です。

それから、56ページに局印税というのが出てきて、公取で局印税を取り上げて

いただいて大変助かりました。私も今回初めて局印税という言葉を知ったのですけれども。概要でいいますと7ページ、「二次利用収益の配分方法」のところで、窓口会社からテレビ局に局印税が行く。窓口会社というのは単なる手続ですから、実際にはこれは制作会社が支払うことになる、つまり下請事業者が払うということになるのですけれども、これはなぜ支払わなければいけないのか。

つまり、アニメの場合は、テレビ局は著作権を持っていませんから、局印税を取る理由がないんです。理由としては、唯一、56ページにあるように、テレビで放送してあげるのだからちょうだいねというだけのお金です。

テレビでアニメを放送してあげるからというので、著作権はないけれども二次利用の収益もちょうだいと言っておいて、他方で、テレビで放送する場合は普通、著作権がない場合は放送権についての契約があるわけですが、放送権料についても支払わない、ゼロだと。なぜならばプロモーション効果との相殺だから、というようなことを放送事業者は主張しているわけです。

今、ガイドライン作りの中では、プロモーション効果ということを持ち出す以上は、その積算根拠なり、幾らだから幾らというふうにしちんと出すべきではないかと思っています。何もなければとにかく二次利用についてちょうだいねというのは、いくら何でも問題ではないか、放送権料をちゃんと支払うことにして、それが幾らで、しかしその代わりにプロモーション効果があるから幾らということできちんと出すべきではないか、という議論をしているのですけれども、そのようなことも含めて、局印税について何か御意見があればお願いしたい。

もう一つ。53ページ以下に著作権のことがあります。これも私にはわか勉強なので間違えているかもしれませんが、まず、著作権の帰属というのは「発意と責任」で決まるということで、交渉で決まるのではない、原始的取得だというのが通説のようですね。そうしますと、けちをつけるようで申し訳ないですけれども、著作権をどちらに帰属させるのかを話し合うのではないんです。話し合い以前に決まっているはずでありますね。

53ページの一番下にあります、著作権の発生や帰属を協議するに当たってはこういう視点が重要だと言っていますけれども、これは関係なくて、帰属は「発意と責任」だけで決まると思います。その後どこに譲渡するかとか、幾らにするかはこの視点が重要かもしれませんが、帰属自体はそのような競争政策上の範囲ではないように思います。

もちろん、こういう視点が大事だというのは御指摘いただいて結構だと思いますけれども、この視点を言いますと、だから著作権についてテレビ局なり製作委員会が持つべきであって、小さな下請制作会社が持つべきではないという議論になりがちなので、むしろここは、希望としては、こういう協議の際には、取引交渉力の弱い下請制作会社の権利なり利益が十分反映されるような形が望ましい、

と書いていただければありがたかったかなと思います。以上です。

根岸会長 ありがとうございます。立ち上がったことになっておりますから、全部細かくお答えいただく必要はなくて、3つについて簡単にコメントをいただければありがたいです。

佐久間取引調査室長 1つ目は、実際、テレビ局が直接ではなくて、代理店が間に挟まったり、製作委員会を通してといった場合があります。製作委員会からの発注に関しては、製作委員会で任意組合を作っていますから、製作委員会に資本金を渡すということではないので、それぞれの出資者が下請法上の取引を行っており、その出資者の資本金基準が上回っていれば、個々の事業者に下請法の適用があるということで、ただ、発注は製作委員会名でいいよというようなことはここでも記しています。

代理店を通した場合はどうなのかという、より細かいところまでは今回の報告書では踏み込んでおりません。そういったさらに細かい事情を踏まえて、例えば総務省さんでガイドラインを作るということであれば、そういった事情も踏まえて、我々のほうの報告書の考え方も生かしてガイドラインができればいいのではないかと考えております。

2つ目の、積算根拠を出すべきではないかというのは、我々の報告書ではそこまで踏み込んでいません。局印税も、局印税をもらったなら何でもアウトなのかというと、必ずしもそういうことではなくて、プロモーション効果があるのだからゼロでもいいとか、一つの考え方として全くないわけではないので、なかなか難しい。積算根拠を出すべきと踏み込んで書くのも一つの案だったんですけども、そこまで書かずに、この報告書は「十分に協議して」ということで書かせていただきました。

3つ目の53ページの「発意と責任」に絡む話で、先生の御提案は傾聴に値する提案でございまして、先生の御指摘のような書き方もあったかなと思います。「発意と責任」の問題に関しては、文章が下手だったかもしれませんが、「発意と責任」があるところに著作権が帰属するというはそのとおりで、それを前提として、どちらに著作権を帰属させるのかというのは交渉事でしょうということです。

最後の指摘のところ、二次利用を活発にということだと、小さな制作会社に持たせるより放送局のほうがいいのだという意見が出てきてしまうということですけども、そうであるならば、放送局のほうはきちんとお金を払って権利を持って行ってくださいということで、一方的にただで持っていきよとなったら問題になり得るわけですから、当事者が納得のいくように協議いただくところかなと考えております。協議の際に、局印税の話で積算を示せという話は当然あると思いますし、そのほうが望ましいと考えております。

根岸会長 ありがとうございます。ほかに。どうぞ。

井手会員 1点だけ。アニメーション産業の実態ということで大変参考になりましたけれども、お話を聞いているとコンテンツ産業に共通した問題であって、特にアニメーション産業特有の問題というのはあるのかというのがよく分からなかったのですけれども、もしコンテンツ産業とは別に、アニメーション産業はこういう問題を抱えているというのがあれば教えていただきたい。

佐久間取引調査室長 そうですね。多くのコンテンツ産業に共通する問題かもしれないですね。では、この場合は、強引ですけれども、放送番組ということで焦点を当てさせていただきます。放送番組に関して、先ほど舟田先生が総務省でガイドラインを作っているということをおっしゃっていました。

通常の放送番組とアニメーション番組の違いというので、よくアニメーション制作者の方が言うのは、放送番組だと現場に放送局の人が入っていて、事情によっては、「発意と責任」というのが放送局にあると解されるような場合もあるし、そういうことも多いだろうと思います。けれどもアニメーション制作の場合は、アニメ制作会社の名前で下請に作業を発注したり、作成についての責任を持っている場合が多かったりということで、「発意と責任」の存在が制作会社にあると解される場合が多く、それが普通なのだというようなことを聞いたりしております。

直接の答えではないかもしれませんが、そういったことで、競争政策上の提言として言っていることは、多くの場合ほかのコンテンツ産業でも当てはまると思うのですけれども、強いてアニメ産業特有の話というと、今申し上げたようなことでございます。

根岸会長 ありがとうございます。石井会員、どうぞ。

石井会員 今日の議題と必ずしも一致しないかもしれませんが。確かにアニメーション産業というのは中小企業の中でも相当苦勞しているということで、こういう議題として取り上げるということに関しては大変いいことだと思います。アニメーション産業以外でも、優越的地位の濫用とか、下請法とか、そういうものにかかわる問題が多数発生していると思うのです。今、100年に一度という大不況でございまして、我々中小企業の多くは50パーセント、60パーセント売上げがダウンしている、こういう状況の中で、優越的地位の濫用、下請法に関わる違反行為が多々見られると思います。

特に中小の製造業が、日本の産業を支えてきたんですが、これが失われると、世界競争力という面からみて、日本の製造業が立ち上がれないような状態になるのではないかと思うほど、今、悲惨な状況でございます。ですので、課徴金制度の問題で大企業が違反したとかしないとかという問題が新聞に大きく取り上げられていますが、そういう華々しさはないのですが、今の不況の時代に、どう産業力を維持し日本の将来を考えるかといったときには、製造業に関する優越的地位

の濫用とか下請法とか，そういう違反の取締りを，公取として目をもって向けていただければありがたいかなと思います。それが今の現状だと思うのです。よろしく願いいたします。

根岸会長 今のは御意見として承るということで，よろしく願いします。ほかに。どうぞ。

高橋会員 僭越ですけれども，私，内閣官房の知財本部のほうでコンテンツ・日本ブランド専門調査会の委員をさせていただいております，先ほどのアニメーションに関しての特異な事情ということについて，一言だけ補足をさせていただきたいと思います。

日本芸能実演家団体協議会が「芸能実演家の活動と生活実態」という調査をやっておりまして，これが正に一番下の現状を表していると思います。アニメーターの65パーセントが年収300万円以下と回答していますが，100万円未満が26.8パーセント，100万から200万までが19.6パーセント，200万から300万円未満が18.6パーセントという状況でございます。労働時間は1日平均10.2時間，月間では推計250時間。こういう状況がありまして，再委託とか下請の構造は下に行けば行くほど悲惨なことになっていまして，何とかしないといけないと思っていますので，今回特にアニメーション，アニメーターというところにスポットを絞られたのは非常に的確であったと私は思っております。

アニメとか放送番組とか映画の分野における取引の実態というのは，私は正に舟田先生と全く同じような認識を持っておりまして，ひどい現状もたくさん知っております。ですので，公正取引委員会が下請法に基づくこういうきめ細かな調査を行って，下請法とか独占禁止法の適切な運用を図って下さるということは非常に重要だと思っています。

今回いただいた報告書ですけれども，最後の57ページのところに公正取引委員会の今後の対応ということが書いてあります。アニメ制作委託取引が適正に行われるよう，引き続きその取引実態について注視する，独占禁止法または下請法に違反する疑いのある具体的な事実に接した場合には調査を行って，法令に違反する事実が認められた場合には厳正に対処することと書いてありますので，是非やっていただきたいと思います。

その上で，お聞きしたいのは，2007年度の下請法の調査では，コンテンツ産業のところですが，1件の勧告と386件の警告が行われて，そのうち41件が放送コンテンツ・映像制作に関する情報制作物のものだったということで，これは特別調査を実施した結果ということで，業界の取引慣行に大幅な改善が必要ということをお認めいただいていると思うのですが，今回の調査に基づいて早々に手を打つというような，予定と言うと変ですけれども，そういう態勢にあるのかどうか。この報告をお聞きする限りでは，最後のところには厳正に対処するという

ふうには書いてあるのですが、先ほどの説明でいくと、相対で協議を一生懸命やりなさいとか、書面交付、ひな形みたいな話になってしまっているのです、なかなか実効性の確保が難しいと思っております。

御存じだと思いますけれども、アメリカの場合には、放送局が直接に放送制作物、コンテンツを作ることとを一定期間禁止することによって、コンテンツ産業の振興を図っていったという事実がありまして、今のままでいって、日本のコンテンツ産業なりアニメーションの世界なりが海外で活躍できるような立場になるのは非常に難しいというふうに私は考えております。その点についてコメントがいただけるとうれしいです。

根岸会長 ありがとうございます。榎野会員。

榎野会員 今のお話に関連するのですけれども、私なりの感想とお願いというか、一つだけ申し述べたいと思います。

今御意見が出たように、テレビとか新聞の報道などを見て、アニメ産業に働く方々はもうちょっとかなり悲惨な状況にあるように、そう承知しているところです。そういう状況があるからこそ、公正取引委員会もアンケート調査に乗り出しているという調べているということだと思います。そういう背景には、発注側が強大な力を背景にして買いたたいているのではないかという問題意識があると思うのです。

そういう状況で調べたところ、アンケート調査はいいのですが、どうも納得できないところがあります。例えば、最初に説明がありましたけれども、533社に出して回答が2割ぐらいしかない。これは、我々の常識だと、本当にアンケート調査として成立するのかなという疑問があるのですね。

そういう問題意識で回答を見ていくと、例えば32～33ページ、「代金減額を受けた経験の有無」という、これを聞いているのですが、減額を受けた経験があると答えたのは12パーセントぐらい、随分少ないような気がして、まあこんなものかなという感じもします。そもそもアニメーション産業の方々はアンケートをすることすら遠慮して、アンケートに答えてもどこか遠慮があるのかなと、そういう気がしてならないんですね。

もうこういう調査結果は出てしまっているわけですから、いかんともし難いのですが、どういうツールがあるのかわかりませんが、せっかくこういうアンケートに手を染めたわけですから、公取として、答えていない400社に何が起きているかというのを今後埋める努力をしていただきたいというのが私のお願いです。

根岸会長 ありがとうございます。公正取引委員会はこのような調査を踏まえてしっかりやってください、こういうことでありますので、そういう要請があったということで、時間の関係もありますが、何かおっしゃっていただければと思います。どうぞ。

中島取引部長 簡単に述べます。コンテンツ産業、情報成果物につきましては、御案内のとおり平成 16 年から下請法の規制対象になっておりまして、それ以来、今回のアニメの実態調査以前にも、下請の書面調査の一環として平成 16 年からいろいろと調査をやってきております。

先ほどお話がありました平成 19 年度には、放送業、情報成果物、道路貨物運送業等の代表的な 3 分野に絞って特別調査を行い、その結果、放送事業者 65 社が対象で、41 件の警告、是正指導をしたということでございます。この特別調査以外にも放送事業者に対する調査は、平成 16 年度、17 年度、18 年度、それから 20 年度もやっております。

そういう意味で、毎年書面調査を実施して、書面調査の中には、親事業者たる放送事業者、それから今日出ました下請事業者たる制作会社等も含まれております。結果といたしましても、特別調査で出た 41 件、平成 19 年度は全部で 45 件の警告、是正指導をさせていただきましたけれども、それと同じ程度の是正指導、警告を毎年放送業について行っております。

したがいまして、我々はアニメ産業の実態調査だけで済ますわけではなくて、その他、もう少し広い意味で、放送業、映像制作の分野での下請取引の適正化に取り組んでおります。

加えて、平成 18 年度からは、毎年、コンテンツ産業に対するセミナーということで、放送事業者と親事業者の職員の皆様を対象にした下請法の研修会を開いて、本年も 2 月、3 月、東京、大阪、名古屋の 3 都市で、コンテンツ産業に係る下請法のセミナーをさせていただきました。執行と、今回のアニメの実態調査、セミナー等の唱道運動と、両方を通じまして、まだ十分ではないと思っておりますけれども、これからも粘り強く続けていきたいと思っております。

根岸会長 ありがとうございます。それでは、このテーマはこれで終了させていただきます。

次に参りたいと思います。競争政策研究センターの活動状況について、御説明をお願いしたいと思います。まず荒井経済取引局経済調査室長から御説明をお願いいたします。

荒井経済調査室長 経済調査室の荒井です。競争政策研究センターの活動状況について御説明いたします。競争政策研究センター（Competition Policy Research Center）は、6 年前の平成 15 年 6 月に、政策と学問、経済学と法学などをつなぐかけ橋となることを通じまして、独占禁止法の執行、競争政策の企画・立案などを行う上での理論的基礎を強化するために設立されました。

主たる活動といたしましては、まず共同研究がございます。共同研究では、公取の職員、経済学者、法学者による三者協働を原則として研究活動を進めてきておりまして、独禁懇 182-4 の別紙 2 のほうで挙げておりますが、これまで 27 件の

共同研究報告書を公表してまいりました。例えば「原始独占禁止法の制定過程と現行法への示唆」と題する研究では、1947年の独占禁止法制定の立法過程における当時の米国との交渉などの資料から、制定過程を調査検討いたしましたものです。こうした研究を進めていくに当たっては、部内での検討会、ワークショップを開催して、議論を踏まえて、共同研究として良いものを作ろうと努力しております。

また、この共同研究報告書のテーマをさらに掘り下げた研究などを、ディスカッション・ペーパーとして公表しておるところでございます。

続いて国際シンポジウムです。CPRCが競争政策に関する国際的な交流の拠点となっていくために、毎年1回、国際シンポジウムを開催してきております。

昨年度は、この1月23日にTOKYO FMホールで、「参入と産業活性化に果たす競争政策の役割」と題しまして開催したところです。市場への参入が競争において果たすべき役割が注目されている中、正当ではないような参入障壁を取り除き、参入企業への公正でない排除行為を禁止すること、それが競争政策の大きな役割とされております。しかし、どういう参入障壁があるかなど、理論的・実証的なものが不十分である、そういう状況を踏まえて、日本、アメリカ、ヨーロッパから、参入障壁についての理論・実証・政策的な観点の研究者をお招きして講演をお願いするとともに、パネルディスカッションを行って、参入と産業活性化に果たすべき競争政策の役割について理解を深めることといたしました。

こうした国際シンポジウムのほかにも、競争政策に関する情報を発信する場といたしまして公開セミナーを開催してきております。ここでは、今日のグローバルなコンテキストの中で関心事項でもあります、昨年8月に運用が開始されました中国の独占禁止法の動向についてのセミナーを挙げております。

まず、施行直後の状況につきまして、昨年10月に名古屋大学の川島先生から、「国際事案に対する競争法の適用」と題して中国の独占禁止法の解説と展望をお願いしたところがございます。

そして、本年の2月13日に、第15回公開セミナーといたしまして、「中国独占禁止法の概要、運用状況等」につきまして、中国の独占禁止法の当局者の方からお話を聞きました。そこでは、独占禁止法運用の三つの当局、商務部、国家発展改革委員会、国家工商行政管理総局の方々から、各当局の内容、運用の体制などについて説明をお聞きしました。さらに法案作成当局、裁判官の方などからも、中国の独占禁止法に関する講演をしていただきました。アンケートの中でも、中国の高官の方の話を聞くことができ良かったといった御意見をいただいたところがございます。

また、現在の世界的な金融危機と経済状況につきましても、公開セミナーで取り上げてきております。去る2月6日には、第14回公開セミナーで、慶應義塾大

学経済学部の池尾先生から、米国金融危機につきまして、「米国金融危機の来し方と行く末」ということで、メカニズム、実体経済への影響などについて解説いただきました。

また、3月17日には公開セミナー、OECD競争委員会のFrederic Jenny議長から、「金融危機、規制及び今後の競争法執行」ということでお話しいただいたところでございます。

これに加えて、競争政策研究センターといたしまして経済専門研修も実施しており、正に公取職員の基礎力向上に努めているところでございます。

競争政策研究センターの今後の方向としましては、まず研究成果の充実、その発信、応用、良い研究を継続的に進めていく、さらに、それを発信して実務への応用を図っていくことを考えております。

また、中国、アジアを含めた諸外国などの実務者や研究者との連携・協力を図っていきたくと考えております。

さらに、経済分析の実務への活用の状況を、企業結合審査など、外国での実例も含めまして参考資料として取りまとめたところでございますが、時間の関係で割愛いたします。以上、説明でございました。

根岸会長 ありがとうございます。それでは、競争政策研究センター所長の小田切先生のほうから御発言いただきたいと思っております。

小田切競争政策研究センター所長 御紹介いただきました小田切でございます。今、荒井のほうからも説明を差し上げましたように、競争政策研究センターは、2003年に設立されて以来5年間、鈴木興太郎教授が所長を務めておられましたけれども、昨年4月より私が引き継ぎまして現在所長をやらせていただいております。時間も限られておりますから、私のほうからは一言、二言だけ申し上げたいと思っております。

競争政策研究センターというのは何を果たすべきところなのかということを考えましたところ、私は4つの意味での「接点」の場であるべきだと考えております。これは競争政策研究センターのホームページにおきまして「所長ごあいさつ」という形でも書いておりますし、昨年、『公正取引』という雑誌にも書きましたので、御覧になった方もあるかと思っております。

4つの意味での「接点」の場というのは、第1には、学問的な成果と政策をつなぐ「接点」の場ということを考えております。

2番目は、学界、学問の世界と、公正取引委員会の現場、その間での「接点」の場でございます。最初に申し上げた学問と政策という、いわば知識、実践の意味での接点ということに加えまして、2番目に申し上げたのは、学界における人々、現場で政策を担当しておられる方々との接点という、いわば人の交流という意味でのことを念頭に置いております。

3番目のポイントとして、法学と、経済学や経営学との接点ということも重要であろうと思っております。ここにも何人か大学の先生の方がおられますけれども、経済学と経営学の間でさえ、なかなかコミュニケーションがうまく図られていないというのが実態でございますから、そういう中でいろいろな形で交流を果たしていきたいというのが趣旨です。

第4番目のポイントとしては、日本と世界とを結ぶ、そういう意味での接点ということも必要であろうと思っております。先ほど荒井のほうから説明を申し上げましたけれども、毎年、国際シンポジウムを開催しておりますのも、そういう形での交流を図ろう、海外におけるいろいろな新しい考え方、新しい実践、そういうものを日本に紹介していきたいという意図であります。

昨年の11月には、カナダにおきまして世界の競争政策当局のエコノミストのサミットという催しも開かれまして、私どものセンターの次長をしております齋藤官房審議官と、荒井が参加いたしまして、どういう形で経済学を生かすことができるかを意見交換する会合に出ております。そういうような意味での日本と海外との接点というようなことも意識いたしております。

そういうような意味での4つの「接点」の場という形で共同研究等々を行い、ワークショップ等々を開き、それを一般の方も含めた形で広く発信していきたいという形で、報告書を出したり、ディスカッション・ペーパーを出したり、公開セミナー等々を行ったりしております。

そのような形でいろいろな活動をやらせていただいておりますが、実を言いますと私は本職は一橋大学の経済学研究科教授をしております。それから、一橋大学の経済学研究科教授をしておられます岡田羊祐氏、名古屋大学の法学研究科の准教授をしておられます林秀弥氏、更に4月からは東京大学の橋弘先生にも加わっていただくことになっておりますが、そういう主任研究官の方々も皆大学を本務としており、私と主任研究官3名は毎週金曜日に行くという形で参画しております。その下に競争政策研究センター事務局という形で、齋藤次長、荒井事務局長の下に10名近くの間がおりまして、その中には、4月から4名になりましたけれども、エコノミスト採用という形で、任期付きの若手のエコノミストが加わっております。

そういうことなものですから、私にしても主任研究官にしても、いわばパートタイムでやっているという形でありまして、人員的にも限られておりますし、正直言って予算的にも限られております。実は私は以前、法人化する前のかつての通商産業研究所の特別研究官をしまして、文部科学省の科学技術政策研究所の総括主任研究官もしたことがございますけれども、それらと比較しても、現在の段階に限っては、人数的にも予算的にも限られたものでございます。

その中で、今申し上げたような形でさまざまな活動を行っておりまして、いろ

いろいろな形で「接点」の場を提供したいし、またいろいろな形で発信する場としても盛り上げていきたいと思っておりますので、今後とも御支援をいただければと思っております。以上です。

根岸会長 ありがとうございます。競争政策研究センターの活動が非常に着実に、活発に行われているということについて、ただいま御説明いただきました。これにつきまして、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。どうぞ。

村上会員 単純に応援だけ。アメリカではそろそろ、経済分析とか経済理論がどこまで個別事案の処理に使えるかについては、いろいろ難しい理論も出てきたし、本当に大丈夫かという疑問も出てきている段階だと思います。ただ、日本の状況はともそういうレベルとはほど遠いのであって、経済分析なり経済理論というのはもっと本格的に政策なり実際の法運用に使われていいのだろうと思います。そういう意味で、非常に遅れている分野なので、是非強化してやってほしい。

アメリカ、ヨーロッパとも、経済分析の重視とか、エコノミストの大量採用というのは、当然、企業結合規制の見直しにはつながっていますし、そのほかにも、垂直制限規制とかライセンス規制でも、ガイドラインの見直しまでつなげて成果を上げているわけなので、日本でもこれから先は是非力を入れてやってもらいたいという、単純に意見になります。

根岸会長 御要望であります。センターだけにそう言われてもということはあると思えますけれども、もしコメントがありましたらどうぞ。お伺いするということでよろしいですか。小田切所長、どうぞ。

小田切競争政策研究センター所長 今おっしゃった意味では、私ども、公正取引委員会の所内から、個々の事例についてというわけではありませんが、いろいろな形で御相談いただくという機会は実際にございます。私とか、主任研究官をしていただいている岡田先生、林先生等々が、私どもの知っている範囲でコメントを差し上げるということはしておりますけれども、申し上げましたように、何分にも週に1回来るといって程度でございますものですから、フルにコミットしていくことができないという状況であります。そういう意味では、いま村上会員がおっしゃいましたように欧米に比べるとその辺は弱体であって、今後ともできるだけ充実できるような形に、いろいろなことを図っていききたい、そのためにも御支援いただきたいというのが私の希望であります。

根岸会長 ありがとうございます。大変期待が大きいということでございますので、よろしくお願いいたします。

佐野会員 これは、センターにではなく、公正取引委員会のほうへのお願いになるのですが、今もセンターが人数を限られて、予算も限られた中でいろいろ研究をなさっているというお話で、どんどん続けていっていただきたいと思えます。シンポジウムや、いろいろやっていらっしゃる。ただ、非常に専門的な話になりまして、

こういうようなことを、たまには一般の消費者とか国民に向けてやっていただきたい。

競争政策とか、独占禁止法とか、公平な市場作りというのは、消費者に非常に密接な関係がありますので、今のお話を聞いていますと本当に専門的であって、ますます一般の生活と独占禁止法とか競争政策が離れていくような気がするので、その部分をもう少し近づけるためにも、もっとかみ砕いたシンポジウムなり講演会をたまにはやっていただきたい。これはセンターというよりは、もしかしたら公正取引委員会のほうへのお願いになるかもしれませんが、よろしく願います。

根岸会長 ありがとうございます。貴重な御要望であります。よろしく願いいたします。よろしいですか。

それでは、そろそろ時間ということでございますので、本日はこの辺で終了させていただきたいと思いますが、最後に竹島委員長から御発言いただければ幸いです。

竹島委員長 今日も2時間、長時間ありがとうございました。大変参考になる御意見をいただいたと思っています。是非これからの仕事に生かさせていただきたい。実態調査にせよ、センターの話にせよ、いろいろ大変有益な御意見をいただいたと思っています感謝申し上げます。

当面、公正取引委員会は、法執行を別にしますと、独占禁止法の改正が積み残しになっておりまして、昨年は結局、道路特定財源の話とかいろいろなことがあって国会がスムーズに回りませんで、一回も審議されませんでした。そういうことで、2月末に法案を国会に提出しまして、今度こそと思って一生懸命国会のほうに働きかけておりまして、恐らく今月中に衆議院で審議入りになるだろうと思っています。ただ政局がこんなことなので、最後までちゃんと行くのかどうかというのは、やってみなければ分かりませんが、おかげさまで、ようやくそういうところに至っております。

それから、執行面では、かねがね申し上げますように、私はバランスがとれて、かつインパクトのある事件をやりたい。そういっても、より取り見取り世の中に材料が転がっているわけではないし、そうもいかないのですが、基本的にはそういうふうを考えてやってきました。ですから、従来やっていないことでも、それは独占禁止法上問題であるということであれば当然行います。ケースによっては、一私企業の取引に係ることを、何で3条違反で、談合事件としてカルテル事件として扱うのか、なんていう向きもありますが、そういうことも独占禁止法上問題である限りは当然扱うということでありまして、外国との関係も、企業結合にせよ国際カルテルにせよ、ようやく具体的なケースが出てまいりましたけれども、こういったものも当然、内外無差別でやっていく、そういうつもりであり

ます。

最近は確かに景気が悪くて、私も国会で質問を受けるときは、下請法なり、優越的地位の濫用の話、不当廉売みたいな話が相変わらず多い。そういうことが、この景気状況でますます大変になっているのだろう、しっかりやれということはよく言われておりました、限られたマンパワーでありますけれども一生懸命やっているつもりです。なかなか、なるほどというところまで評価いただけない向きもあるようですけれども、当然厳しくやっていく。先ほど取引部長も答弁していただきましたけれども、これからもきちんとやっていきたいと思っています。

談合も、最近では建設談合やっていないじゃないか、みたいなことを時々言われまして、数は少し減っていますけれども、決してやめたわけではございませんで、その辺も目を光らせていきたいと思っています。

私もこの夏で7年近くになりますけれども、毎日毎日気を引き締めて、ちゃんとした法律の下に、しっかり前向きな法執行をしなければいけないということで、職員の皆にもお願いしてやってきております。先生方、是非これからも引き続き御指導いただきたいと思っております。ありがとうございました。

根岸会長 どうもありがとうございました。それでは本日はこれで閉会とさせていただきます。次回会合の日時につきましては、追って事務局から御連絡を差し上げるということでございます。本日は長時間にわたりまして御議論いただきまして、どうもありがとうございました。

(了)